

伊豆の国市消防団員中型等自動車運転免許取得事業費補助金交付要綱

制定 平成30年 4 月17日告示第73号

改正 令和 4 年 3 月31日告示第77号

第 1 趣旨

市長は、伊豆の国市消防団活動の円滑化を図るため、消防車両の運転に必要な中型自動車運転免許又は準中型自動車運転免許（以下「中型等免許」という。）を取得した団員に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第33号）及びこの要綱の定めるところによる。

第 2 定義

この要綱において「団員」とは、伊豆の国市消防団条例（平成17年伊豆の国市条例第112号）第4条の規定により任用した者をいう。

第 3 補助の対象及び補助率（額）

- (1) 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する団員とする。
 - ア 平成19年 6 月 2 日以降に普通自動車運転免許を取得した団員
 - イ 伊豆の国市消防団長及び所属する分団長が推薦した団員
 - ウ 車両総重量が3.5t以上の消防車両を有する分団所属の団員
 - エ 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）を卒業し、当該年度内に中型等免許を取得した団員
- (2) 補助金の額は、教習所において中型等免許取得のために要する入学金、教習料金、教習コース使用料金、技能検定料金、受験料金その他市長が認める経費の3分の2以内（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、150,000円を限度とする。

第 4 交付の申請

- (1) 提出書類 各 1 部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 推薦書（様式第2号）
 - ウ 事業計画書（様式第3号）
 - エ 教習所の教習費用等の見積書
 - オ 普通自動車運転免許証の写し

(2) 提出期限

当該年度の12月28日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定を受ける際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の20パーセント以下を減額する変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 団員が補助金の交付の確定を受けた日から起算して2年以上継続して団員としての活動をするができなくなったときは、補助金の交付の決定を取り消すことがあること。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

ア 変更承認申請書（様式第4号）

イ 変更事業計画書（様式第3号）

第7 実績報告

- (1) 提出書類 各1部

ア 実績報告書（様式第5号）

イ 事業実績書（様式第3号）

ウ 領収書等の写し

エ 取得した中型等免許証の写し

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

- (1) 提出書類 1部

請求書（様式第6号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則（令和4年3月31日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの告示の相当する様式により提出された申請書等とみなす。
- 3 この告示の施行の際現に改正前のそれぞれの告示の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。